

行田市市民意見募集手続要綱

(目的)

第1条 この訓令は、市の政策又は施策（以下「政策等」という。）の形成過程において、その案及びこれに関連する資料等を公表し、市民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、その意見等を検討して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続（以下「市民意見募集手続」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市の政策等の形成過程における市民参画を促進し、もって市民等と市の協働による透明性の高い公正かつ開かれた市政運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

2 この訓令において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

市内に住所を有する者

市内に事務所又は事業所を有するもの

市内の事務所又は事業所に勤務する者

市内の学校に在学する者

本市に対して納税義務を有するもの

前各号に掲げるもののほか、市民意見募集手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 市民意見募集手続の対象となるものは、次に掲げる政策等とする。

市の全体又は各分野における政策等を定める計画等の策定、変更又は廃止

その他実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 次に掲げる政策等については、この訓令の規定を適用しない。ただし、第1号に該当するものは、政策等の意思決定を行ったときに、当該政策等及びその理由について、第6条第1項及び第2項の規定により速やかに公表するものとする。

る。

迅速又は緊急を要するもの

軽微なもの又は裁量の余地のないもの

法令その他の規定により縦覧及び意見書の提出その他の市民意見募集手続と同様の手続を行うもの

(公表時期及び公表資料)

第5条 実施機関は、市民意見募集手続の対象となる政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前の適切な時期に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、必要に応じて次に掲げる資料を公表するものとする。

政策等の案の趣旨及び目的並びに政策等の案を作成した背景

政策等の案の立案過程における考え方

市民等が政策等の案を理解するために必要な資料

3 実施機関は、第1項の規定により政策等の案を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間その他必要な事項を公表するものとする。

(公表方法及び公表の周知)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

市のホームページへの掲載

所管課及び市政情報コーナーにおける閲覧

その他実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、必要に応じて、市の広報紙への掲載の方法を積極的に活用し、公表に努めるものとする。

3 実施機関は、第1項に規定する方法で公表を行う場合において、必要に応じて、次に掲げる事項を市の広報紙に掲載し、公表の周知に努めるものとする。

公表する政策等の案の名称及び概要

公表の時期及び意見募集期間

公表方法

政策等の案に対する意見等の提出方法

所管課

(意見等の募集)

第7条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から原則として30日以上の期間を設けて、政策等の案についての意見等を募集するものとする。ただし、30日以上の期間を設けることができないやむを得ない理由があるときは、30日未満の期間を設けることができる。この場合において、当該政策等の案等を公表するときに、その理由を明らかにしなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

郵送

ファクシミリ

電子メール

直接書面を持参

その他実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等のうち、個人にあつては住所、氏名、電話番号及び市民等であることを示す事項を、法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号及び市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意思決定にあつての意見等の検討)

第8条 実施機関は、政策等の形成過程において、前条の規定により提出された意見等を十分検討して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定による意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、行田市情報公開条例(平成15年条例第21号)第7条に規定する非公開情報に該当するもの又は公表することにより当該意見等を提出した市民等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては公表しないものとする。

提出された意見等の概要

提出された意見等(案を修正しなかった意見等を含む。)に対する実施機関の考え方

政策等の案を修正した場合における当該修正内容

意思決定された政策等

所管課

- 3 第6条の規定は、前項の規定による公表について準用する。この場合において、同条第3項の規定により市の広報紙に掲載する事項は次に掲げるものとする。

意思決定された政策等の名称

結果の公表方法

所管課

(意思決定過程の特例)

- 第9条 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関がこの訓令の規定に準じた市民意見募集手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の形成過程において意思決定を行うときは、市民意見募集手続を行わずに政策等の形成過程における意思決定を行うことができる。

(一覧表の作成等)

- 第10条 市長は、市民意見募集手続を行っている案件の一覧表を作成し、市ホームページへの掲載及び市政情報コーナーでの閲覧の方法により市民等に情報提供するものとする。

(委任)

- 第11条 この訓令に定めるもののほか、市民意見募集手続の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(適用除外)

- 2 この訓令の施行の際現に立案の過程にある政策等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この訓令の規定を適用しない。